

過去の専門委員会等における検討事項①・②に関連する指摘

1. 税制全体のグリーン化の意義

論点①
関係

(税制全体のグリーン化)

- ・ 環境税は、環境資源の消費、利用への課税を指す用語と言えるが、本報告では、特に、CO₂の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものを指して用いている。環境税は、市場ルールに環境利用コストを織り込むことで、そうでない場合に比べ、環境資源の浪費を防ぐことを意図している。

環境関連税制の大宗は既存エネルギー税制であって、エネルギー利用に課税することで、結果的に環境税と類似の効果を発揮するものである。税制のグリーン化とは、エネルギー課税のみならず広く各種の税制度の中でそれぞれの本来の目的達成を図りつつも、CO₂を出す人が負担をし、CO₂を出さない努力をする人の負担が軽くなる税制に向けた改革を行うことを指している。環境税の導入は、税制のグリーン化の、いわばその徹底した姿とも言えよう。

(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

(持続可能な社会)

- ・ 環境税は、排出量の小さな部門・者にも適用が可能であり、我々の日常の生活様式を少しずつ変えていくために非常に適した手段である。特に CO₂ 排出の伸びが著しい家庭・オフィス等の民生部門対策として、消費者がどのようなものを買えばよいか、あるいはどのような行動をとれば、より低炭素社会に近づけるのかということを考える上で良い契機となる。

(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日)

(租税・財政)

- ・ 必要な公共サービスを提供するための収入を得るという税の目的も踏まえつつ、税制全体の中で環境負荷に着目した税の位置付けが高まることを意識して環境税を議論する考え方もある。

(「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 11 月 24 日)

	<p>(経済)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境税の税収が、トップランナー型の環境によい機器等に対する追加的な支援として使われた場合は、<u>経済モデルで予め予測することは困難ではあるものの、新しい需要創出が行われ、環境産業やエネルギー効率的なものを製造する産業に対して、非常に大きな刺激を与える。新しい産業が育つことで逆に GDP が上昇する、新しい雇用が生まれることも大いに考えられる。</u> (「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日) 環境保全のための税・課徴金に係る経済理論としては、外部不経済を内部化して私的限界費用を社会的限界費用に一致させる「ピグー税」、一定の環境目標を費用効果的に達成するための課税としての「ボームル＝オーツ税」が論じられてきた。これらの理論は、いずれも、<u>環境負荷に対して価格付けを行うことにより、環境負荷をもたらす行為に伴う社会的費用を価格に織り込み、市場に内部化し、企業や消費者の経済的選択の中で、環境保全上望ましい行動を促すことをねらいとするものである。</u> 1980 年代後半から地球環境問題が顕在化したことに伴い、OECD では、税・課徴金や排出量取引等の環境目的を達成するための経済的手法について、<u>技術革新と行動の変化に対し強い誘因を与え、費用に比して効果的に環境上の目標を達成するものとして、その使用を推奨している。</u> (「環境税の経済分析等について ―これまでの審議の整理―」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成 17 年 11 月 24 日)
--	---

2. 中長期的な方向性

<p>論点② 関係</p>	<p>(租税原則・税制改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境税については、<u>租税として具備すべき公平な負担、安定した税収等の側面と、炭素に価格をつけるという政策手段としての側面の両方が重要である。</u>低炭素化促進の観点から、政策手段として、税制を用いて炭素に価格をつけるという考え方の重要性について、正当性が認められてきていると考えられる。 (「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日) 社会的共通資本から生み出されるサービスを効率的に配分するためには、サービスに関する混雑現象に対して料金が課されなければならない。環境税もこうし
-------------------	---

た考え方の下に位置付けられる。この環境税を税制全体の中に位置付けるためには、税制の新たな公正課税の原則として汚染者負担原則を位置付け、これまでの応能原則、応益原則に匹敵する公正課税原則に基づく税とすることが考えられる。このためには、経済政策と環境政策の統合が進み、環境税が社会的共通資本の維持管理手段として本格的に位置付けられることが必要だろうという指摘がなされている。

(「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成17年11月24日)

- ・ 温暖化対策税制を規制、事業者等による自主的取組の促進、教育や普及啓発、京都メカニズム等と比較した結果、以下の観点から有力な追加的施策であり、今後検討すべきものであるとされた。

- ・ 公平性の視点

自主的取組は取組に参加する者だけが費用を負担することとなり、参加しない者は費用負担を免れる。また、規制や排出量取引は、現実問題として家庭や中小事業者といった多様かつ多数の者を対象として執行することはできず、制度の運用を免れる者を捕捉できない。これに比し、税は温室効果ガスを排出する「全ての」主体に対して広く排出量に応じた負担を求め得るため、公平性の視点から優れている。

- ・ 透明性の視点

税については、課税の仕組みが税法上規定され、施策自体が国民にも明瞭に分かり、透明性に優れている。

- ・ 効率性の視点

税については、市場メカニズムを通じ、課税される者は、主体的に排出削減に取り組み、削減費用が税の支払額よりも安い対策を実施するインセンティブが働く。また、国内排出量取引制度のほか、二酸化炭素排出量を削減する単位当たりの費用が低い海外における対策等を活用できる京都メカニズムも効率性の点で優れている。

- ・ 確実性の視点

規制、排出量取引は確実な排出削減効果を期待できるが、家庭や中小事業者等の多様かつ多数の者を対象とすることは現実的でない。税は、これらの者を対象とする場合、執行面等も併せて考慮すれば、自主的取組の促進など他の手法と比較して、相対的に確実性が高い効果を見込むことができる。

また、財政事情が厳しく、現在の税收から環境対策に対する多額の補助金交付や租税特別措置が極めて困難な現状にかんがみると、必要な対策の実施の確実性を高めるために温暖化対策税制からの税收の活用も検討に値する課題である。

（「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成16年12月15日）

（その他の原則）

- ・ OECDでは、1972年に、汚染の防止と規制措置に伴う費用は、汚染者が負担すべきであり、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきであるという汚染者負担の原則を確立している。

汚染者負担の原則を実現するための手段としては、規制により、汚染者に対して対策の実施を義務付け、その費用を負担させることや、行政において環境保全対策を講じ、その費用について汚染者に負担を求める経済的手法などが考えられる。

1970年前後からフランス、オランダにおいて導入された排水課徴金は、最も歴史の古い環境保全のための税・課徴金であるとされるが、その歴史を振り返ると、現実の政策としては、外部不経済を内部化することを第一の目的とした政策というよりは、むしろ、汚染者負担の原則に則った形で、社会共通の環境保全費用を汚染者の間に公正に配分する政策として機能してきたことが分かる。

（「環境税の経済分析等について —これまでの審議の整理—」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会、平成17年11月24日）

（環境面）

- ・ 環境税や排出量取引制度等の経済的手法については、ポリシーミックスの考え方に沿って、排出削減効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることができるよう、活用すべきである。
- ・ 理念型としてはピュアな炭素税（炭素含有量に比例した税率の税）がベストであることを共有する必要がある。既存税の税率の上げ下げだけでは、メッセージとして明確ではなく、さらに、アナウンスメント効果も期待すれば、炭素税が最も効果的である。

炭素税の具体化への道筋を考えていく中で、現実に炭素税をすぐに導入することが難しいのであれば、既存税をどうリフォームしてそういう理念型に近づけていくか、という問題意識から様々なオプションについても幅広く議論していく必要がある。

つまり、税制のグリーン化の観点から、既存エネルギー諸税を活かしながら、これに環境税制（炭素税の導入又は既存エネルギー諸税を活用した税率の変更）を加えた合計の税率を、炭素含有量に応じた税率体系の純粋炭素税に近づけるア

プローチも考えられる。

- ・ 既存エネルギー関係諸税を環境に配慮したものに転換し、エネルギー税の構造を再構築していくことは、自然な流れである。エネルギー・環境対策の観点から、国のかたちとして、どういう姿を目指すのか、といった理念を掲げながら、その転換を図っていくべきである。
- ・ 増税でいくのか、税収中立でいくのかといった選択も共に可能であり、意識して設計を行うことが望まれる。また、税制全体の構造として議論することも必要である。環境税を導入して、他の税のグリーン化に伴う減税等に充てることもあり得る。グローバル化や様々な格差是正の中で、また、国・地方の役割分担を一層適切にしていく中で、グリーン税制をどのように位置づけるのかについての検討も必要である。どういう理念型で 21 世紀の我が国の税制の姿を作っていくのかといった時に、地球環境を利用し、消費する行為に税負担を求める方向、すなわち、環境税を含めて、税制全体をグリーン化していくということは、非常に重要な方向性を示すものである。
- ・ 我が国の社会経済の持続可能性（サステナビリティ）を考える場合、これからは、税制においても、その在り方として、経済成長、社会保障といった種々の課題への対応に併せて、環境の視点を組み込んでいくことが不可欠である。20 年後の世界の税制を見通せば、環境関連税制は何らかの形で、税体系全体の中で存在感のあるものになっていることは間違いなからう。こうした展望に立って環境税を含め、税制全体のグリーン化について、検討の上、積極的な具体化を図っていくべきである。

（「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会、平成 20 年 11 月 17 日）

- ・ 温暖化対策税制の制度設計においては、環境と経済の統合の観点からこうした温暖化対策税制の長所が生きるように、税を含む各種の施策の長所を活かして、それぞれの施策の短所を他の施策によって補うように有機的に組み合わせるべきである。その際、諸外国で行われている温暖化対策税制と協定制度等のポリシーミックス等についても検討の必要がある。

（「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会、平成 16 年 12 月 15 日）

- ・ 今後の温暖化対策では、各種の施策を組み合わせることで全体として必要な効果を確保することが重要になると考えられる。このため、温暖化対策税と他の施策手法との組み合わせ（ポリシーミックス）の細目についても早急に検討を深めるべきである。

（「温暖化対策税制の具体的な制度の案 ～国民による検討・議論のための提案

	～（報告）」 中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 地球温暖化対策 税制専門委員会、平成 15 年 8 月 29 日)
--	---